

「キャリアアップ助成金」を活用して 従業員を正社員化しませんか？

さらに「人材開発支援助成金」の併用で金額が加算されます

■ キャリアアップ助成金の「正社員化コース」とは？

有期雇用労働者等※を正規雇用労働者に転換または直接雇用した場合に、事業主に対して助成を行う制度です。

※有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。



▲キャリアアップ助成金について

なお、令和4年12月2日以降、加算の対象となる訓練のコースや加算額の一部が拡充します！

■ 助成金の金額

正社員化コースの1人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模	転換前の雇用形態	有期雇用労働者	無期雇用労働者
	中小企業		57万円
大企業		42万7,500円	21万3,750円

- 1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は20人です。
- 措置によっては加算が受けられる場合があります。

■ 助成金の受給条件

助成金の受給には以下の3つの条件を満たす必要があります。



年間10万人以上が正社員化！

① キャリアアップ計画

正規雇用労働者に転換する前日までに「キャリアアップ計画※」を作成・提出していること。

※キャリアアップ計画は、労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画です。

② 制度の規則化

正規雇用労働者に転換する制度を就業規則などに規定していること。

③ 正社員化

転換後6か月間の賃金を、転換前6か月間の賃金より**3%以上増額**させていること。

金額の加算措置については裏面へ

「人材開発支援助成金」も一緒に活用すると 正社員化コースの助成金額が加算されます

人への
投資！



人材開発支援助成金について

■ 人材開発支援助成金とは？

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して訓練を行った場合に、受講料などの訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

■ 助成金額加算の条件

人材開発支援助成金の特定の訓練を修了した後に正規雇用労働者に転換すると助成金額が加算されます。対象の訓練コースは以下のとおりです。

- 「特別育成訓練コース」
- 「特定訓練コース」(うちITSSレベル2訓練)
- 「人への投資促進コース」
- 「事業展開等リスキリング支援コース」※令和4年12月新設

拡充



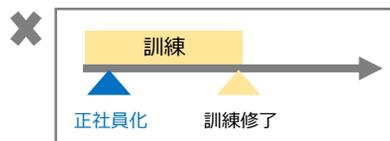
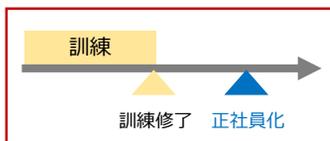
■ 「正社員化コース」助成額(1人当たり)

金額	基本助成額	訓練加算額 (自発的・定額制訓練の場合)	合計 (自発的・定額制訓練の場合)
企業規模			
中小企業	57万円	9万5,000円 (11万円)	66万5,000円 (68万円)
大企業	42万7,500円		52万2,500円 (53万7,500円)

※有期→正規の場合の助成額。無期→正規の場合は上記の半額。

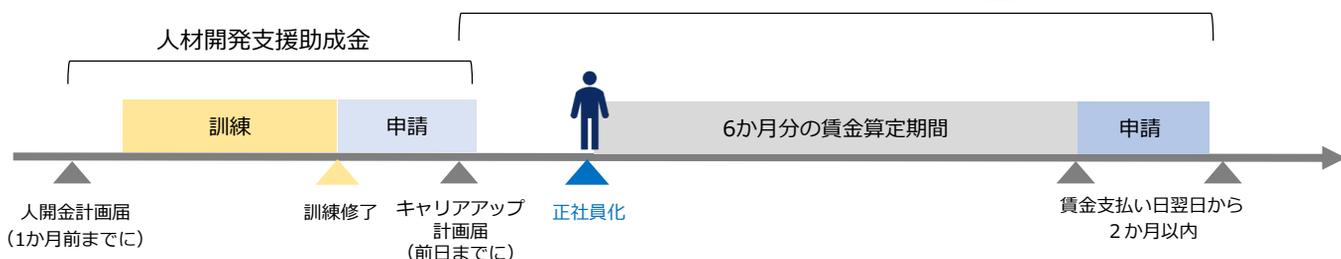
■ 訓練加算

人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化した場合は、訓練加算額を助成します。訓練途中の正社員化は訓練加算の対象外です。



■ 申請の流れ ※令和5年度に申請手続き簡素化予定

キャリアアップ助成金



キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。